

かめろうき会報

令和3年1月号（第172号）

新年のご挨拶



亀戸労働基準協会支部
支部長 池上 正浩

皆様、あけましておめでとうございます。
年頭にあたりましてひと言ご挨拶申し上げます。

会員の皆様におかれましては、旧年中は当協会の活動・事業運営に格別のご理解、ご協力を賜りましたことを改めて御礼申し上げます。また、日頃より賜っております亀戸労働基準監督署をはじめ各団体からのご指導ご鞭撻に、心より感謝申し上げます。

さて、令和2年を振り返ってみますと、(公益社団法人)東京労働基準協会連合会に統合し(公益社団法人)東京労働基準協会連合会 亀戸労働基準協会支部として初めて迎えた年でしたが、残念ながら新型コロナウイルス感染症に始まりその拡大で終わってしまい、諸活動が制限されましたので統合の効果を十分に発揮できない1年でした。

そして、感染症は未だ収まることなく、本年1月8日に東京など1都3県に、1月14日には大阪など2府5県にも再度の緊急事態宣言が発令されるという、厳しい年明けになっております。罹患された方々へのお見舞いと、お亡くなりになった方々に心からお悔やみを申し上げます。

またこの状況は、経済への影響も強く懸念される所です。日本社会のデジタル化の遅れが社会生活の混乱を招いているとの論評もありますが、実体経済においても飲食店のみならず国民生活全般や雇用情勢にも厳しさが増してくることが心配されます。ちょうど企業が働き方改革に取り組み始めた矢先に、意図せず在宅勤務が始まり、テレワークが十分な準備がないまま奔流となって働く方法や雇用形態すら変えるような大きなインパクトを社会全体に与えている一方で、エッセンシャルワーカーと呼ばれる多くの国民は感染懸念の中でも従来通りの仕事に従事されています。

このように例年とはまったく異なる社会情勢の中での令和二年の死亡災害及び死傷災害の発生は、業種別にみても合計でも、数字のうえでは前年同期と比べ減っています。しかし、件数が増加している数少ない業種の一つが保健衛生業でありその死傷病率の増加率が群を抜いて高いことが、コロナ禍で経済活動は停滞し、反対に医療環境の厳しさは増していることを如実に物語っています。長期間、日夜ご奮闘されている医療関係の皆様方には、ただただ頭が下がる思いで一杯です。

このような中で本年、東京労働局は最重点項目を5項目掲げています。1項目目は長時間労働の是正。2項目目は雇用維持への啓発活動。3項目目は中小企業の最低賃金引上げの環境整備。4項目目は建設業、商業、保健衛生業などのサービス産業、高齢者の労働災害防止の推進とメンタルヘルス対策の促進。そして最後の5項目目は労働保険制度の適切な運営となっております。

東京労働局のこの運営方針に沿って、当協会支部といたしましても会員の皆様のお役に立てるよう講習会、実務講座や研修、ホームページの内容と機能の充実に努めてまいりたいと考えております。今後も亀戸労働基準監督署を中核として、関係行政機関、東京労働基準協会連合会をはじめ、諸団体の皆様や江東地区の事業所の皆様と一丸となり「Safe Work Tokyo」のロゴマークの下、いっそう充実した労働安全衛生推進活動を進めてまいりたいと思っております。

会員の皆様には、引き続き一層のご支援をお願い申し上げますとともに、新型コロナが終息に向かいこの一年がよりよい年になりますよう、皆様のご健勝とご発展を祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

新年のご挨拶



亀戸労働基準監督署
署長 戸谷 和彦

新春を迎え謹んでお慶び申し上げます。

東京労働基準協会連合会亀戸労働基準協会支部並びに会員の皆様には平素より労働基準行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年は新型コロナウイルス感染症の影響で経済は大きな打撃を受け、市民生活もかなりの制約を受けました。本年に入ってから2回目の緊急事態宣言が出され、先行きが不透明な状況が続いております。

こうした中、3密を避ける新たな生活様式が労働者の働き方を大きく変えつつあります。

このような状況下においてこそ、誰もが活躍できる「一億総活躍社会」を実現するため、長時間労働の抑制、同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保に向けて「働き方改革」を継続して推進する必要があります。

また、ウィズコロナの新しい働き方としてのテレワークが広がりを見せる中、情報通信技術を活用した働き方は雇用契約に限らず拡大しており、雇用契約によらない働き方や副業・兼業が広がる可能性が高まっています。

本年、亀戸労働基準監督署では、江東区で働く方々が安心して安全に働くことができるように、新型コロナウイルス感染症防止対策を確実に講じた上で、次の施策を中心に組み立ててまいります。

- ① 働きやすい職場環境を実現するため、長時間労働の是正及び過重労働による健康障害防止に向け、引き続き監督指導を徹底してまいります。
- ② 働き方改革関連法が全ての企業にしっかりと浸透するように周知に努めます。
- ③ 大量整理解雇等のおそれのある事業場を把握した場合には、雇用維持に努め、関係法令が遵守されるよう啓発活動を実施してまいります。
- ④ 安全衛生対策については、建設業、道路貨物運送業、保健衛生業を中心とした産業に対する労働災害防止の取組を一層進めるとともに、増加する高齢者の労働災害防止のための取組の推進を図ってまいります。
- ⑤ 最低賃金の周知及び履行確保のための監督指導等を実施いたします。
- ⑥ 労働保険制度の適正な運営、労働保険未手続事業場一掃対策の推進や労働保険料の適正徴収に引き続き取り組んでまいります。

こうした施策の推進には、池上支部長をはじめ、会員の皆様のお力添えが必要不可欠でございます。引き続きのご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、貴会及び会員の皆様方の今後の益々のご発展とご健勝を祈念致しまして、簡単ではございますが、新年の挨拶とさせていただきます。

2021年4月～

36協定届が新しくなります

※時間外・休日労働に関する協定届

2021年4月から36協定届の様式が新しくなります

36協定届における押印・署名の廃止

- ▶ 労働基準監督署に届け出る36協定届について、使用者の押印及び署名が不要となります。
※記名はしていただく必要があります。

36協定の協定当事者に関する チェックボックスの新設

- ▶ 36協定の適正な締結に向けて、労働者代表(※)についてのチェックボックスが新設されます。
※労働者代表：事業場における過半数労働組合又は過半数代表者

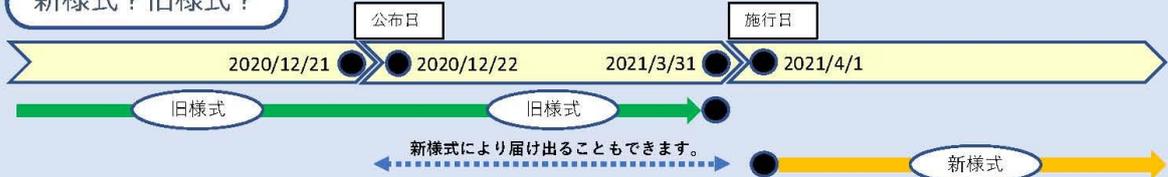
36協定と36協定届を兼ねる場合の留意事項

- ✓ 労使で合意したうえで労使双方の合意がなされたことが明らかとなるような方法（記名押印又は署名など）により36協定を締結すること

過半数代表者の選任にあたっての留意事項

- ✓ 管理監督者でないこと
- ✓ 36協定を締結する者を選出することを明らかにした上で、投票、挙手等の方法で選出すること
- ✓ 使用者の意向に基づいて選出された者でないこと

新様式？旧様式？



※施行日までの間であっても、押印又は署名がなくとも届け出ることができます。
 ※施行日以後は、旧様式に直接チェックボックスの記載を追記するか、チェックボックスの記載を転記した紙を添付して届け出することもできます。(裏面を参照)

Q 時間外・休日労働が生じるときはどうすればいいの？

- ① 労働者代表と使用者で合意のうえ、36協定(労使協定)を締結
- ② 36協定(労使協定)の内容を36協定届(様式第9号等)に記入
- ③ 36協定届を労働基準監督署に届出
- ④ 常時各作業場の見やすい場所への掲示や、書面の交付等の方法により、労働者に周知

電子申請による届出が可能



36協定届様式のダウンロード

労働基準関係主要様式

検索



そのまま出せる36協定届を作成

スタートアップ労働条件

検索



36協定届の電子申請はこちら

労基法等 電子

検索



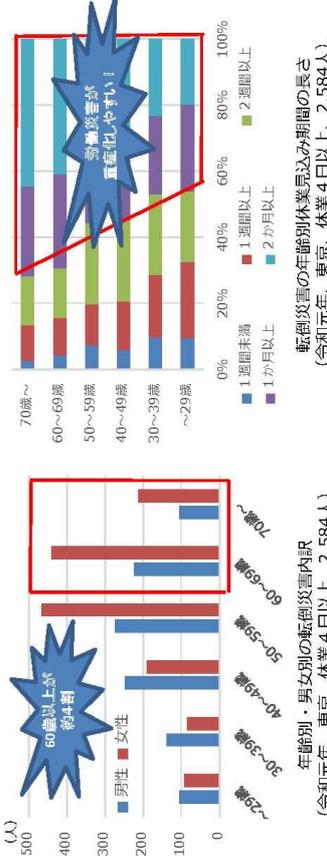
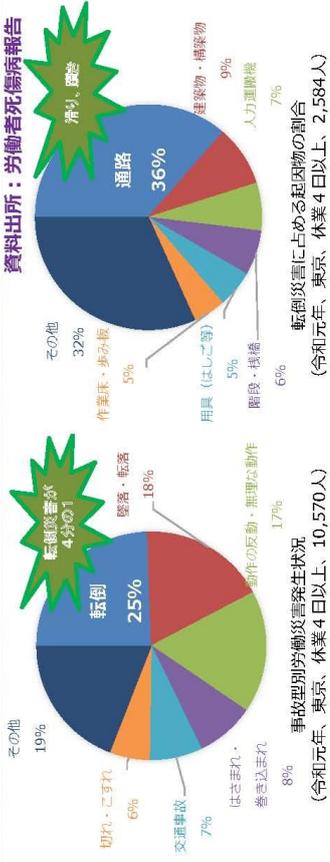
厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(2020.12)

STOP! 冬季の転倒災害

STOP! 転倒災害
プロジェクト

- ▶ 都内における労働災害全体の約4分の1を転倒災害が占める
- ▶ 転倒災害のうち60歳以上の労働者の割合は約4割
- ▶ 高齢になるほど労働災害が重症化
- ▶ 冬季には気象状況を踏まえ転倒災害防止対策が必要
- ▶ 働く高齢者の特性に配慮した転倒災害防止対策が必要

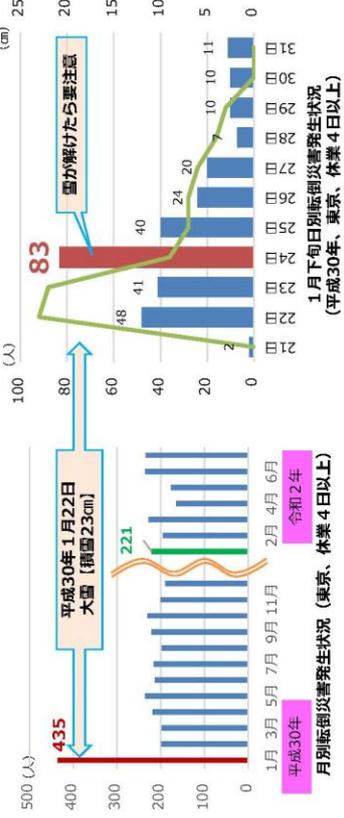


Safe work TOKYO
東京都労働局・労働基準監督署 R2.12

みんなで共有 生み出す安全・安心～
～トップが打ち出す方針 東京労働局・労働基準監督署

大雪発生時の状況 (令和2年データは10月末時点での暫定値)

- ▶ 平成30年1月22日、都心においても積雪23cmを記録し、積雪・凍結が原因と思われる転倒災害が大幅に増えました。
- ▶ 冬季の転倒災害の発生は、天候による影響を大きく受けます。
- ▶ 雪が解け始めたら、路面凍結の可能性が高く、屋外の移動・作業は、特に注意が必要です。



冬季における転倒防止対策

気象状況等を踏まえ、降雪が本格化する前に、次の事項を準備しましょう。

- ポイント1 気象情報の活用によるリスク低減の実施**
 - ▶ 大雪、低温に関する気象情報を迅速に把握する体制の構築
 - ▶ 警報・注意報発令時等の対応マニュアルの作成、関係者への周知
 - ▶ 気象状況に応じた出張、作業計画等の見直し

- ポイント2 通路、作業場所の凍結等による危険防止の徹底**
 - ▶ 屋外通路や駐車場における除雪、融雪剤の散布による安全通路の確保
 - ▶ 事務所への入室時における靴裏の雪、水分の除去、凍結のおそれのある屋内の通路、作業場への温風機の設置等による凍結防止策の実施
 - ▶ 屋外通路や駐車場における転倒災害のリスクに応じた「危険マップ」の作成、関係者への周知
 - ▶ 凍結した路面、除雪機械通過後の路面等における荷物の運搬方法、作業方法の見直し

- ▶ 凍結した路面や凍結のおそれがある場所（屋外通路や駐車場等）における転倒防止のための滑りにくい靴の着用の勧奨

ひと休み

耐滑靴といえども注意が必要!

転倒防止の靴の5つの選定基準

転倒防止には、靴道びが非常に重要です。靴を選ぶにあたっては、靴の5つの選定基準があります。今回は、その中の「靴底と床の耐滑性のバランス」について考えてみましょう。

一口に滑りにくい靴と言ってもすべての路面に対応できる靴はありません。「水・油用」、「水上用」、「粉体上」などの目的によりその対策は異なるためです。市販されている耐滑靴の多くは「水・油用」で、**雪や氷の上では滑ることがあるため、凍結した路面がある冬季の屋外使用では注意が必要となります。**

凍結した路面には、ピン・金具付きや靴底が柔らかく深い溝のある靴が効果的です。昨今は、ゴムバンドやマジックテープなどで靴底に固定する構造可能な「靴用アタッチメント」もあるため、簡単に冬季用の靴を用意できます。これを職に働く時の靴底を確認してみましょう。



高齢労働者の転倒災害の防止対策

高齢になると筋力、平衡機能、視力（薄明順応）、反射神経の機能低下などにより転倒しやすくなることから、心身機能の低下を踏まえた対策が必要です。

ポイント1 設備面の対策（身体機能の低下を補うハード面の対策）

床の凹凸・段差の解消、滑り止めの設置、明るさの確保、手すりの設置、段差などへの注意表示

ポイント2 管理面の対策

- 4 S（整理・整頓・清掃・清潔）の実施（例：荷物などは通路に放置しない）
- 作業手順書の作成（例：床に水たまりがあったらすぐに拭き取る）
- 作業教育、災害事例の周知（例：企業内の災害事例を共有）
- 高齢労働者の健康や体力の状況の把握

※ 厚生労働省「転倒等リスク評価セルフチェック票」の活用も有効です

ポイント3 労働者に求められる事項

- 自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努める
- 事業者が実施する体力チェックに参加する
- ストレッチ、軽いスクワット運動による基礎体力の維持、生活習慣を改善する
- 適正体重の維持、栄養バランスの良い食事等、食習慣や食行動の改善

厚生労働省では、令和2年3月「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（通称：エイジフレンドリーガイドライン）を策定しました。**働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう!**

【ガイドラインリーフレット等】→



3 まずは自主点検を行いましょう

事前の準備は、安全委員会の委員等による職場巡視を実施し、下のチェックリスト等を活用して設備等の点検を行い、必要な改善や労働者の意識啓発を行います。

チェック項目（冬季用）

1	身の回りの整理・整頓を行っていますか	通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか		<input type="checkbox"/>
3	安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか		<input type="checkbox"/>
4	転倒を予防するための教育を行っていますか		<input type="checkbox"/>
5	作業靴は、作業現場に適したものを選び、定期的に点検していますか（耐滑性のある靴は、雪や氷、粉による滑りには適用していません）		<input type="checkbox"/>
6	ヒヤリハット情報を活用して転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか		<input type="checkbox"/>
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などに、注意を促す標識をつけていますか		<input type="checkbox"/>
8	ながらスマホやポケットに手を入れたまま歩くこと、手すりを持たない階段の昇降などを禁止していますか		<input type="checkbox"/>
9	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか		<input type="checkbox"/>
10	天気予報に気を配っていますか		<input type="checkbox"/>
11	時間に余裕をもって歩行、作業を行っていますか		<input type="checkbox"/>
12	駐車場の除雪・融雪は万全に、出入口などにも注意していますか		<input type="checkbox"/>
13	職場の危険マップ、適切な履物、歩行方法などの教育を行っていますか		<input type="checkbox"/>

冬季前に 転倒災害防止対策を 行いましょう!

を
教
育

STOP! 転倒災害

プロジェクト



東京労働局では、労働災害の防止に関する様々な情報を掲載しています。
を展開しています。

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-raudoukyoku/news_topics/topics/2017/9_00002.html



行事予定

1 労災保険関係実務講座（亀戸・江戸川労働基準協会支部共催）

- (1) 日時 令和3年2月24日（水）午後2時00分～午後4時00分
場所 江東区亀戸文化センター（カメラプラザ）5階 第2研修室
- (2) 日時 令和3年2月26日（金）午後2時00分～午後4時00分
場所 江戸川区船堀4-1-1タワーホール船堀 4階 研修室

2 令和3年度定期総会

- 日時 令和3年5月14日（金）午後4時30分～
場所 アンフェリシオン

謹賀新年

支 部 長	株式会社 フジクラ	池 上 正 浩
副 支 部 長	株式会社 I H I	宮 田 真 真
副 支 部 長	トーヨーカネツ 株式会社	岡 征 雄
副 支 部 長	株式会社 竹中工務店 東京本店	奥 田 健 史
顧 問	株式会社 竹中工務店 東京本店	石 田 泰 巳
		外 役 員 一 同
		事 務 局

発 行 公益社団法人東京労働基準協会連合会 亀戸労働基準協会支部
〒136-0071 江東区亀戸2-25-12

T E L 5 6 2 7 - 9 9 3 3

F A X 5 6 2 7 - 9 9 3 9

Eメールアドレス kame-roukikyou@mbr.sphere.ne.jp